

# 評価細目の第三者評価結果

## （保育所、地域型保育事業）

## I 福祉サービスの基本方針と組織

## I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人の経営理念や保育方針、保育目標は明確に文書化され、事業計画やパンフレット、入所案内、ホームページ等の各種媒体に分かりやすく示されている。理念からは、乳幼児の健やかな成長を支える姿勢や、人権の尊重、自立を促す支援を重視する法人の使命や目指す方向性が読み取れる内容となっており、児童福祉法や保育所保育指針の基本原則も適切に反映されている。また、年齢のみで子どもを捉えるのではなく、実体験を大切にする保育観が日々の実践や環境構成に活かされている。理念や方針は研修や日常の振り返りを通じて共有され、全職員が共通理解のもと保育に取り組んでいる。

## I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1 (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	地域における福祉ニーズや福祉事業全体の動向について、継続的な情報収集と整理・分析を行っている。地域の保育ニーズについては、行政から配信されるメールやFAXを通じて情報を把握するとともに、私立保育園協会に参加し、他保育所との情報交換を行っている。また、本部の広報部門からは、保育業界や関係行政の最新動向に関する情報が共有されている。さらに、エリアグループ内の保育所と連携し、共通する課題を整理・抽出したうえで職員会議において検討を重ねている。市役所保育課との関係強化にも努め、連携・協働による取り組みが進められている。
I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	週1回の職員会議では、課題や改善点を共有し、所長や主任を中心に対応策を検討・実践することで、全職員の共通理解のもと計画達成に向けた組織的な取組が進められている。また、本部機能や人材育成体制の整備により、職員が専門性を高めながら安心して業務に取り組める環境が整えられている。

## I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	中・長期的な運営方針を踏まえ、毎年度、前年度の取り組み状況を振り返りながら事業計画を策定している。計画には理念や基本方針に基づく重要課題を明確に位置づけ、実施状況の評価や見直しが行えるよう具体的な内容となっている。週1回の職員会議では、課題や改善点を共有し、所長や主任を中心に対応策を検討・実践することで、全職員の共通理解のもと計画達成に向けた組織的な取組が進められている。
I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	中・長期的な運営方針を踏まえ、毎年度、前年度の取り組み状況を振り返りながら事業計画を策定している。計画には理念や基本方針に基づく重要課題を明確に位置づけ、実施状況の評価や見直しが行えるよう具体的な内容となっている。また、本部機能や人材育成体制の整備により、職員が専門性を高めながら安心して業務に取り組める環境が整えられている。行政への報告を通じて運営の透明性確保にも努めており、計画的かつ継続的な運営体制が構築されている。
I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	職員一人ひとりの意向を把握し、事業所運営に活かすための取り組みが行われている。予算管理や経理など専門性が求められる分野については、本部の経理部門が助言や支援を行い、現場が円滑に運営できる体制を整えている。保育の実践や日常業務に関する事項については、職員会議において意見交換を重ね、現場からの提案を反映させた計画づくりを進めている。また、実行委員会制度を設け、職員がグループ全体の行事運営に参画する機会を確保している。こうした取り組みにより、職員は主体的に運営に関わり、多様な経験を積みながら意識向上につなげている。

<p>I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>a</p>	<p>入所時に理念や基本方針、保育内容をまとめた分かりやすい資料を用い、保護者に丁寧な説明を行ったうえで同意を得ている。理念や方針については、単なる説明にとどまらず、子どもの育ちや日々の保育にどのように反映されているかを、入所時の面談や行事、個別相談などを通して具体的に伝えている。また、保育所だよりや掲示物、日常のやり取りの中でも実践状況を継続的に発信し、理解を深める工夫がなされている。さらに、全体的な計画や年度ごとの事業計画に理念を位置づけ、評価と見直しを行いながら保育の質向上に取り組んでおり、理念・方針が利用者等に周知され、保育所運営全体に反映されている。</p>
--	----------	---

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
<p>I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>	<p>法人では、現場の実情を踏まえた計画づくりを重視し、重要な方針や事業計画の策定にあたっては、職員と幹部職員が意見を交わす仕組みを整えている。各施設で把握された課題や提案は施設長を通じて集約され、本部と連携しながら検討されている。</p>
<p>I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>a</p>	<p>全園の園長や全保育所の所長、主任が参加する会議では、法人全体の課題や方針について協議を行い、合意形成を図っている。決定した内容は会議や研修を通じて全職員に周知され、年度途中においても計画の進捗確認や評価が行われている。また、倫理規程や法令遵守、個人情報保護に関するマニュアルを整備し、研修等を通じて理解を深めることで、共通認識のもとでの組織運営が行われている。</p>

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
<p>II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</p>		
<p>II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育理念・保育方針・保育目標を明文化し、さらに経営理念やミッションステートメントを定めることで、職員の理解を深める取り組みを行っている。さらに、未来に必要とされる「21世紀型スキル」や「非認知能力」に注目し、保育の中で育てるべき総合的な生きる力として、明文化している。これらの理念・方針は、会社案内や入社案内などの文書に記載されており、エントランスにも提示されている。</p>
<p>II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>法令や倫理規定を理解するための取り組みが行われており、経営理念や保育方針などは、日本国憲法や児童福祉法などの法令に基づいて策定されている。全職員には、入社前の研修から年次別の研修まで法令や規範を確認する機会が与えられている。さらに、倫理規定やコーピスタッフ十戒などの重要な文書は、わかりやすくまとめてハンドブックに記載されており、職員は常に参照できるようになっている。</p>
<p>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
<p>II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>	<p>地域における福祉ニーズや福祉事業全体の動向について、継続的な情報収集と整理・分析を行っている。地域の保育ニーズについては、行政から配信されるメールやFAXを通じて情報を把握するとともに、私立保育園協会に参加し、他保育園や他保育所との情報交換を行っている。</p>
<p>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>	<p>本部の広報部門からは、保育業界や関係行政の最新動向に関する情報が共有されている。さらに、エリアグループ内の保育所と連携し、共通する課題を整理・抽出したうえで職員会議において検討を重ねている。市役所保育課との関係強化にも努め、連携・協働による取り組みが進められている。</p>

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	採用活動と人員配属のプロセスについて、以下の取り組みを行っている。法人として、年間を通じて多数の新入社員を採用している。具体的には、保育園・保育所見学や先輩保育士との交流を促すCOBYほいくのおしごとフェス、首都圏の新しい保育園の様子を体験できる保育士TOKYOスタディツアー、地方の学生も参加できる新卒WEBガイダンスなどのコンテンツを提供し、入社後の環境や業務内容について理解しやすくしている。採用後の人員配属については、希望調査を実施し、希望に応じた配属を行っている。
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	入社案内では人材育成方針が明文化されており、就業規則内には職種や役職に応じた職務内容と権限が明記されている。また、事業所が求める職員像や人材育成の基本的な考え方を周知し、具体的な取り組みによる人材育成計画が策定されている。入社2年目までの社員にはスキルに合わせたフォローアップ研修が行われており、計画的な人材育成に取り組んでいる。更なる職員の能力向上に関する希望は、各自が自己評価シートに記入し、個人面談で所長と共有され、達成度の確認や今後に向けた振り返りが行われて、職員一人ひとりの成長を支援している。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員研修体制の充実に取り組んでいる。園では、職員の能力向上と専門知識の向上を促すために、様々な研修プログラムを実施している。入社前研修や入社後の年次別研修、男性職員向け研修、調理員向け研修、役職者向け研修など、幅広いプログラムを提供している。特に、指導職に焦点を当てたリーダーシップ研修やリーダー育成研修を実施し、経験やスキルに応じた支援を行っている。評価と処遇に関しても、職務内容と評価基準、評価方法を明確にし、公平な評価を行うための体制が整っている。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	事業所が求める職員像や人材育成の基本的な考え方を周知し、具体的な取り組みによる人材育成計画が策定されている。入社2年目までの社員にはスキルに合わせたフォローアップ研修が行われており、計画的な人材育成に取り組んでいる。更なる職員の能力向上に関する希望は、各自が自己評価シートに記入し、個人面談で所長と共有され、達成度の確認や今後に向けた振り返りが行われて、職員一人ひとりの成長を支援している。
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	職員研修体制の充実に取り組んでおり、職員の能力向上と専門知識の向上を促すために、様々な研修プログラムを実施している。入社前研修や入社後の年次別研修、男性職員向け研修、調理員向け研修、役職者向け研修など、幅広いプログラムを提供している。特に、指導職に焦点を当てたリーダーシップ研修やリーダー育成研修を実施し、経験やスキルに応じた支援を行っている。
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	法人では、職員の専門性向上と安定した人材育成を目的に、教育・研修に関する基本方針を明確にし、中長期的な人材育成計画に基づいた取り組みを行っている。職種や役割に応じた能力基準を設定し、研修計画を策定したうえで、実施後は内容の振り返りや見直しを行っているとともに、個別育成については、定期的な自己評価と面談を通じて課題や目標を共有し、一人ひとりに応じた育成計画を作成している。また、OJTについても体制を整え、日常業務の中で実践的に学べる環境が構築されている。さらに、児童の権利擁護や虐待防止に関する研修やマニュアルを整備し、関係機関との連携体制も含めた実践的な学びを重ねることで、安心・安全な保育の実現と職員の資質向上につなげている。
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	年間を通じて多数の新入社員を採用している募集活動では、WEBを活用して情報発信を行っている。具体的には、園見学や先輩保育士との交流を促すCOBYほいくのおしごとフェス、首都圏の新しい保育園の様子を体験できる保育士TOKYOスタディツアー、地方の学生も参加できる新卒WEBガイダンスなどのコンテンツを提供し、入社後の環境や業務内容について理解しやすくしている。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	市役所からの待機児童数情報、保育所庭開放時や保育所見学の際の保護者からの相談などにより、地域の子育てニーズを把握し、ニーズに沿った運営を行っている。保育所のパンフレットを市役所に設置しており、パンフレットで見学、保育所庭開放、子育て相談などを地域に向けて周知している。また、市が開催する幼・保・こ・小（幼稚園・保育所・こども園・小学校）連絡会に参画し、地域ごとに分かれて交流を行い、情報共有や相互理解を深めている。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人の保育事業本部では、経営企画部・経営管理部と連携して33施設の運営を行っており、経営層の指導のもとで効果的な運営が行われている。毎月1回以上、全施設の園長や所長・主任を集めた会議を開催し、協議・報告を行うことで、経営層の意思決定プロセスを透明化している。各施設の園長や所長が参加する施設長会議を通じて、経営層の指示や方針を各施設に落とし込んでいる。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域社会との関わりでは、年1回の発表会の際に近所の公民館を活用し、家族以外に地域の方々も入場をできるように対応している。発表会は、子どもたちの成長を観ていただけのようにするだけでなく、本格的な舞台（演出・音響・照明・小道具等）を楽しんでいただけるように工夫している。関係機関では、小学校と連携し、年長児の小学校体験、運動会への卒園児の招待などに取り組んでいる。防災訓練の際は、関係消防施設から消防車を手配してもらい、子どもたちが実際に消防車に触れられるよう協力をお願いしている。警察署においては、交通安全指導や防犯避難訓練の取り組みに協力していただいている。地域の様々な社会資源と連携した保育に取り組んでいる。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア実習受け入れマニュアルを整備しており、保育士になるための保育実習生や職場体験学生を積極的に迎え入れている。所長、主任が担当となり、事前オリエンテーションを行ってプライバシーの尊重や留意事項を伝えていたほか、受け入れ前準備チェック表、オリエンテーションチェック表、実習中チェック表、実習後のチェックシート表を活用することで実習生・職場体験の学生が、保育について理解を深める取り組みとなっている。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	職業学習の訪問を受け入れている。市が開催する幼・保・こ・小（幼稚園・保育所・こども園・小学校）連絡会に参画し、地域ごとのブロックに分かれて交流を行い、情報共有や相互理解を深めている。小学校との交流会の際や3月に児童要録を小学校に届ける際には、小学校の職員と保育所の担任とで、就学を迎える子どもの様子について申し送りを行い、子どものそれぞれの育ちの理解を深め合い、より良い指導ができるよう連携を図っている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	市報や市のホームページ、保育所のパンフレット、法人ホームページなどにも幅広く開催情報を掲載して発信している。また、自治体主催の外国籍の母子支援に関する情報交換会に職員が参画し、園での状況を報告したり、他の保育施設・医療機関での対応例などを共有することで、外国籍の家庭も安心して子育てができる環境作りに取り組んでいる。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	法人として地域との連携を重視しており、地域子育て支援活動として、企画担当者を配置したうえで、保育所庭開放や季節に応じたイベントを実施し、地域に開かれた保育所運営が目指されている。保育所庭開放では、カリキュラムを立てた上で制作活動や戸外遊びの実施、クラス別保育の体験が行われている。希望者には保育所見学も実施することで、保育所の取り組みを紹介する機会としている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-1 (1) -① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	運動会や発表会などの保護者参加型の行事後には、アンケート調査が行われ、保護者の意向を把握するための取り組みが行われている。また、保育所全体に関する意見をヒアリングし、保護者からの意見は集計・分析され、サービスに対する満足度や問題点を明確にしている。さらに、個人面談で保護者からの相談があった場合は、その内容が面談記録に記載され、月ごとに傾向が分析されている。これらの集約された内容は、保護者から見たサービスの現状や問題点として、職員会議で報告・検討されている。
Ⅲ-1-1 (1) -② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	個人情報保護法に対して、内部規程を策定して個人情報の保護と適切な共有に取り組んでいる。研修のほかに職員が理解し行動できるように、内部規程をハンドブックに記載し、周知している。保護者には、個人情報の利用目的について入所案内などで明確に説明し、保育所だよりやホームページ、ブログなどに掲載する写真についても、入所時に写真利用の承諾確認書の提出をお願いしている。
Ⅲ-1-1 (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-1 (2) -① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	保育所の情報は、役所のホームページや保育のしおりに記載するほか、法人のホームページで保育理念・保育方針・保育目標・保育の内容・施設概要などを情報発信している。
Ⅲ-1-1 (2) -② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	重要事項説明書には保育の特徴を詳しく記載しており、保育の特徴を詳しく記載するほか、写真等を活用し見やすくわかりやすい内容となるよう、必要に応じて見直し・更新を行うなどの工夫を施している。長時間延長や産休明け保育など、利用者にとって必要であると思われる情報を詳細に記載している。配布する資料は文章のみでなく、写真や表を取り入れ保護者が理解し易いよう作成している。
Ⅲ-1-1 (2) -③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	重要事項説明書（入所案内）を保護者に配布して、開園時間・延長保育・アレルギー対応・薬のお預かり・登園できない感染症などの内容に不明点がないか確認しながら説明している。説明した内容に保護者から同意を得て、署名と捺印後の同意書を提出いただいている。サービス開始前に、保護者の希望する日時で感染防止対策を行ったうえで個別面談を実施している。
Ⅲ-1-1 (3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-1 (3) -① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	運動会や発表会などの保護者参加型の行事後には、アンケート調査が行われ、保護者の意向を把握するための取り組みが行われている。また、保育所全体に関する意見をヒアリングし、保護者からの意見は集計・分析され、サービスに対する満足度や問題点を明確にしている。さらに、個人面談で保護者からの相談があった場合は、その内容が面談記録に記載され、月ごとに傾向が分析されている。
Ⅲ-1-1 (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-1 (4) -① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情解決システムが導入され、意見や要望、苦情に対して解決に取り組むことが行われている。苦情解決システムについては、会社案内や入所案内などにその内容が明記され、保育所が積極的に解決に取り組む姿勢を示している。さらに、保護者に周知する案内を掲示したり、保育所だよりに掲載している。保育所内で解決できない問題については、苦情解決システムを利用してもらい、適切な対応が行われる体制が整えられている。
Ⅲ-1-1 (4) -② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	子ども一人ひとりの育児について、3歳未満児では日々の連絡帳を活用し、3歳以上児でも必要に応じて連絡帳を活用して保護者と共通認識を得よう取り組みが行われている。また、保護者から気軽に相談等をされやすい環境作りに努め、メールを活用して保護者から保育の方針等に対して法人の本部への意見や要望・相談もできる体制が整っている。運動会などの行事では保護者が子どもとスキンシップを行う企画や、子どもの成長を実感できるプログラムを取り入れることで、保護者の養育力向上に繋がる取り組みも行われている。
Ⅲ-1-1 (4) -③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	利用者満足の向上を目的として、意見や要望、苦情を把握し改善につなげる仕組みを整備している。苦情解決システムを導入し、入所案内や説明会、保育所だより等を通じて周知するとともに、見学時にも丁寧な説明を行っている。苦情解決責任者および受付担当者、第三者委員を配置し、適切に対応できる体制を構築している。寄せられた苦情や意見は法人内ネットワークで共有し、再発防止策や対応方法を職員間で学ぶ機会として活用している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	子どもの安全を確保する様々な予防対策がとられている。防災・防犯マニュアル、安全対策マニュアル、感染症対策マニュアルが策定され職員に周知が図られているほか、職員の役割分担や指示系統が明確化されている。さらに、職員が救命救急講習を受け、緊急時に適切な対応がとられている。消防署や警察、保健所との密接な連絡体制も整えられていて、市からの不審者情報や事例などを組織として収集し、子どもの安全が確保され、安心して保育を受けられる環境が整えられている。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	健康管理に関する保健計画に基づいて、日常生活においては、看護師による手洗い・うがい・歯磨きなどの指導が行われている。また、感染症や疾病の対応マニュアル、救急対応マニュアルなどを設置し、定期的に通職員が確認の上適切に対応できるようにしている。必要に応じて嘱託医や関係機関との連携を取る体制を整えている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	非常災害計画として、地震、火事、風水害を想定したマニュアルと事業継続計画（BCP）が策定されている。マニュアルでは、所長や主任が不在でも指示系統が混乱しないように、役割が明確化されている。震度3以上の地震が発生した際には、全児童の安全確認と保育舎全体の点検が行われ、エリアグループ保育所に連絡することになっている。安全が確認されない時は、本部が災害対策本部として機能し、児童の安全確保と保護者との連絡業務を担う体制が整えられている。これらの取り組みにより、災害や緊急事態における円滑な対応が可能となっている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	業務の基本や手順を明確にするため、各種マニュアルが法人本部および保育所で整備されている。感染症対策や安全管理、災害対応など、状況に応じたマニュアルが用意され、新人職員の育成や判断に迷う場面で活用されている。マニュアルの見直しは定期的に行われ、現場職員の意見を取り入れながら、自園の実情に即した内容となるよう改善が重ねられている。災害対応については、事業継続の観点からも検討が行われている。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	全体的な計画は、関係法令や保育所保育指針の趣旨を踏まえ、保育所の理念・保育方針・保育目標に基づいて作成されている。家庭や地域の実態を考慮し、子どもの発達過程や育ちを見通した内容となっている。計画の作成にあたっては、所長の責任のもと、職員が参画し、共通理解を図りながら進められている。保育所独自の保育の特色も反映され、実践につながる計画として位置づけられている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。	a	子どもの状況については、クラス日誌・成長の記録に記録しており、0～2歳児は個別指導計画・3～5歳児は月案・児童票に反映しており、子ども一人ひとりに関する情報・具体的な支援の内容や変化等について職員間で共有している。子どもの情報の記録・把握を徹底するほか、児童支援システムや引き継ぎノートを活用するなど、全職員が子ども全員の情報変化に適切な対応ができる体制を整えている。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。	a	全体的な計画を基に、長期的・短期的な指導計画が作成されている。子どもの発達や生活の連続性、季節の変化を考慮し、具体的なねらいや内容が設定されている。乳幼児や特別な配慮が必要な子どもについては、個別の計画を作成し、きめ細かな支援を行っている。計画の実践後には振り返りを行い、所長や主任が内容を確認することで、計画の改善と保育の質向上につなげている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	子ども一人ひとりの毎日の様子をクラス日誌・成長の記録（児童票）に記録して職員間で情報共有を図っている。見直しについては、保育記録書類にある評価・反省欄の記載内容をもとに、PDCAサイクルに基づいて行っている。毎週の職員会議では、必要に応じて留意すべき状況の変化について事例検討を行っている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報保護法に対して、内部規程を策定して個人情報の保護と適切な共有に取り組んでいる。研修のほかに職員が理解し行動できるように、内部規程をハンドブックに記載し、周知している。子ども一人ひとりの毎日の様子は、クラス日誌・成長の記録（児童票）に記録して職員間で情報共有を図っている。見直しについては、保育記録書類にある評価・反省欄の記載内容をもとに、PDCAサイクルに基づいて行っている。

A 個別評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-1 (1) 全体的な計画の作成		
A-1-1 (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a	保育指針や保育理念・保育方針等に基づき、保育のねらい及び内容の総合的な展開と、子どもの成長を連続して捉えた「全体的な計画」を編成している。全体的な計画は、子どもの背景にある家庭や地域環境なども考慮して作成されているほか、法人独自の「マトリクス保育」や「異年齢児交流保育」なども組み込み、子どもが日常の保育の中で、本物志向の豊かな経験・体験ができるような計画として運用されている。計画の作成は、職員会議等を通じて全職員が参画・協力するなかで行われ、原案をもとに各クラスのミーティングで検討し、検討内容に応じて、主任・所長・エリア担当などによる確認とフィードバックを行うことで、子どもの実態や保育理念や保育方針に沿った運用が目指されている。
A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-1 (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	保育所内は自然光が差し込む明るく清潔なつくりで、1階にはアクアリウム水槽があり、子どもたちの興味を引きつけている。広々とした保育所庭には、低年齢児向けの滑り台や鉄棒、砂場、サッカーゴールなどが整備され、友だちと伸び伸びと遊びながら心身を育める環境が整っている。保育所内の整理整頓・清掃は日々職員が実施しており、室内及び玩具類の消毒も適宜実施することで、衛生管理を徹底している。トイレはチェック表をもとに、定期的に清掃を実施し、常に衛生的な環境を維持している。保育所庭の滑り台や鉄棒なども、定期的に点検を行い、安全かつのびのびと遊べる環境作りに取り組んでいる。更に、午睡に使用する布団乾燥は、専門業者による高温殺菌乾燥を年間15回実施したり、樹木の消毒、樹木の剪定、害虫駆除なども、専門業者を通じて毎年定期的に行われ、安全で安心の保育環境作りに取り組んでいる。職員には遊具の安全点検方法についての研修を行い、日常保育の中でも遊具を常に安全な状態に保てるよう取り組んでいる。また、お散歩コースについても毎年点検を行い、安全確保に努めている。
A-1-1 (2) -② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	保育所では、一人ひとりの子どもの個性や育ちのペースを丁寧を受け止め、状態に応じた柔軟な保育を実施している。日々の保育の中で子どもの表情・姿勢・体調・感情の変化を細やかに観察し、職員間でこまめに情報共有を行うことで、子どもの気持ちに寄り添った関わりが目指されている。また、発達状況や興味関心に応じて活動内容や環境設定を調整し、自分でやってみようという思いや主体性を大切にしたい援助が実施されている。食事・睡眠・排泄など生活場面では、子どもによって必要な支援が異なることを踏まえ、急がせず、できたことを認めながら自ら取り組む力が育つよう配慮している。さらに、保護者との連携にも努め、家庭での様子や子どもの状態について連絡帳アプリや送迎時などに情報交換を丁寧に行い、家庭生活との連続性に配慮した保育に取り組んでいる。これらの取り組みにより、子どもが安心して過ごし、自分らしさを受け入れながら成長していける環境を整えている。
A-1-1 (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけられるよう、保育所では一日の流れを大切にしており、毎日朝と夕方に集会を行い、活動への見通しをもつことや生活のメリハリがつくよう工夫されている。食事では「おいしいものはおいしいうちに」「温かいものは温かいうちに」を基本とし、嗜好の偏りが生まれないよう食事環境を整えている。また、保育士は箸や茶碗の持ち方、姿勢、挨拶やマナーなど、しつけとされる領域も適切な場面で丁寧に指導し、生活習慣を自然に習得できるように援助している。生活習慣の習得においては、子ども自身が「自分でやってみよう」という気持ちを大切に、主体性を育む保育が実施されている。お当番活動や簡単な役割をもつ経験を取り入れ、自立心や達成感が得られるよう配慮している。排泄・着脱・食事・清潔などの基本的な生活行動は、個々の発達段階や状態に合わせて無理のない援助が行われ、活動と休憩のバランスがとれるようリズムを整えながら習慣化を図っている。

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>法人の保育理念である「健康で明るく豊かな感性を持つ子ども」「国際性豊かな子ども」「のびのびと創造的に自己を表現できる子ども」を実現するため、保育所は、1CT保育や外国人の専門スタッフによる英語保育（3歳から）、サッカー保育（4歳から）など、専門的かつ特色のある取り組みを日常の保育のなかで実施している。また、ちゃんばらごっこやお祭りあそび、春と秋の遠足、スポーツフェスティバル、クリスマスパーティー、門松作り、正月遊び、保育表現発表会、サッカー交流会、ひな祭りなど、多種多様な行事を実施し、いずれも本物志向で取り組んでいる。これらの行事では、本物の道具や素材、本物の文化に触れる機会を特に大切に、子どもが五感を使って「本物に触れる体験」をすることで、探求心や意欲、文化の理解、達成感、豊かな感性を育むことに繋げている。保育所では地域との交流にも力をいれており、毎月2回程度、保育所庭開放や制作活動・クラス別の保育を体験できる地域交流会を実施し、地域に開かれた保育所運営が目指されている。年度末には地域の子育て世帯を広く対象として、保育所の囑託医との連携により、コントラバス・ビオラ・フルートなどの本格的な楽器を使った生演奏コンサートも実施している。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、0歳児が一日の大半を安心して過ごせるよう、生活と遊びが無理なく展開される環境づくりに力を入れている。睡眠・授乳・離乳食・排泄など、子ども一人ひとりの生活リズムを丁寧に把握し、個々に合わせた関わりができるよう、保育室の温度や湿度の管理や動線の工夫、衛生的な寝具の管理や発達に応じた玩具の工夫を行っている。また、保育士との安定した関係づくりを大切に、抱っこや語りかけ、表情を合わせた丁寧な関わりを通して、生理的欲求を満たしながら情緒の安定と、確かな愛着形成を図るような保育を行っている。遊びの面では、寝返り・はいはい・つかまり立ちなど発達段階に応じた十分なスペースを確保し、0歳児が主体的に探索活動ができるような環境を整えている。家庭との連続性にも十分配慮し、アプリの連絡帳機能や送迎時の対話を通じて睡眠状況・食事内容・家庭での様子を相互に丁寧に共有し、保育に反映している。さらに、囑託医のほか、保育所の看護師・栄養士など多職種が連携しながら子どもの状態に応じた健康管理、感染症対応、離乳食の進め方などの支援を行っている。これらの取り組みにより、0歳児が安心して生活し、健やかに成長できる保育環境が整っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、1・2歳児が安心して生活できるよう、生活リズムに沿った環境と、一人ひとりの状態に応じた丁寧な保育により、養護と教育が一体的に展開されている。食事・排泄・睡眠などの生活面では、子どもの自立を促す援助と情緒の安定に配慮した関わりが行われている。また、遊びの環境では、発達段階に応じた玩具や目的に応じたコーナーを整備し、一人ひとりの興味や関心に応じて遊び始める環境を整えている。カリキュラムによる保育では、午前中の時間帯に造形活動や音楽リズム、体育遊びなどを、年齢や発達に応じて実施している。1・2歳児は自我が育ち、自己主張や思いのぶつかり合いが増える時期であるが、園では、その姿を否定せず「やりたい気持ち」「取られたくない気持ち」を言葉にして代弁し、双方の思いを受け止める仲立ちを行うことで、子どもが安心して自己表現し、他者との関わり方を学ぶことに繋げている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、異年齢児交流保育と年齢別による保育を融合した独自の「マトリクス保育」を実践することで、年上の子が年下の子に対するリーダーシップや思いやり・優しさなどを育みながら、年齢ごとに必要な能力を育てている。また、行事・食育など保育のあらゆる場面で五感を使った本物志向の取り組みを行うことで、「21世紀型スキル」や「非認知能力」を育むカリキュラムを推進し、子どもたちが未来をたくましく、しなやかに生き抜くための力を育む取り組みを推進している。カリキュラムによる保育では、造形活動や音楽リズム、体育遊びのほか、文字のお稽古、数のお稽古など就学に向けたプログラムも計画的に実施している。また、自ら挑戦し「やり抜く力」を育む特別企画として、年長児の希望者を対象に、夏休みに親元を離れて群馬県の大自然の中で1泊2日を過ごす「コピーサマーアドベンチャー」を実施している。お友だちと共に、五感をフルに活用して、長距離のウォーキングやネイチャープログラムなどの本格的な体験を行い、失敗を恐れず自ら挑戦を続け「できた!」「やればできる」という実感をもち、未来を切り拓く心を育む取り組みを推進している。</p>

<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、障害のある子どもが安心して過ごせるよう、環境の調整を行うとともに、個別の支援計画を作成して、一人ひとりの状態に応じた保育を展開している。個別の支援計画で示された特性や目標は、クラス全体の指導計画にも反映させることで、通常保育と個別配慮が一貫して進むよう配慮している。職員は、障害児の保育に関する研修を受講し、障害のある子どもの特性や発達理解を深めることで、適切な支援方法を身につける取り組みを行っている。障害のある子どもへの支援にあたっては、発達支援の専門家による巡回支援が年2回～3回あるほか、児童が通園している療育機関とも情報を適切に共有することで、多機関連携による支援が目指されている。また、保護者とも特に密接に情報共有を行い、家庭・保育所・専門機関の相互連携により、子ども及び保護者も安心できる環境作りが目指されている。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>延長保育では、子どもの年齢や人数に応じて3歳以上児と3歳未満児の保育室を分け、発達段階に応じた安全で落ち着いた環境を確保している。夕方、人数が少なくなる時間帯には合同保育に切り替え、年齢が異なる中でも寂しさを感じず安心して過ごせるよう配慮している。また、長時間の利用で疲れが見られる場合には、保育室にラグマットを敷いて横になれる場をつくるほか、必要に応じて事務室内で静かに休めるような環境も整えている。捕食は18時30分に提供し、長時間利用による空腹を防ぎ、子どもの健康維持と生活リズムの安定につなげている。さらに、保育所ではマトリクス保育を導入し、全職員が日頃から全ての子どもの情報を共有しているため、延長保育の担当が日替わりで変わっても、一人ひとりの状態に応じた丁寧な保育が継続できる体制となっている。担当職員間の引き継ぎも適切に行われており、安心・安全な延長保育体制が整備されている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、年長児を中心に小学校生活を見通した活動を年間保育計画に位置づけ、計画的に実施している。日常の保育では、文字や数字への興味付け、英語保育、ICT保育、体育遊び、生活習慣の自立など、就学に向けた基礎力が自然に身につくような取り組みを行い、子どもが安心して小学校生活へ移行できるよう支援している。生活リズムの移行にも配慮し、12月頃から徐々に昼寝時間を短縮、1月以降は原則として昼寝を行わず、小学校生活に近い生活リズムを整えている。小学校との連携では、保育所だよりの共有や小学校からの情報提供を受けるなど、相互に情報交換を行っている。またICT保育にも力を入れ、アプリを活用したお絵描きや、カメラアプリでの探求活動とグループでの発表、3月には地図アプリで就学先の小学校を調べるなど、年間を通じてICTリテラシーを育てている。さらに、年長児がイベントで「小学校で頑張りたいこと」を発表する取り組みや、小学校周辺の安全な歩行ルートの確認、お別れ遠足（葛西臨海公園）など、就学への期待と自信を育む多様な活動を展開している。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの健康管理に関する情報は、入所時に丁寧に確認し、職員間で適切に共有することで、一人ひとりの状態に応じた質の高い保育実践にいかしている。保育所の健康管理全般は、看護師が管理する「保健計画」に基づいて実施され、年間を通じて計画的に健康管理に関する取り組みを推進している。日常の保育のなかでも、看護師や保育士による手洗い・うがい・歯磨きなどの指導が行われているほか、保育舎内のみならず、戸外活動などにおける危険箇所の事前確認や子どもへの指導を行い、子ども自身が健康や安全に関する認識を高められるよう取り組んでいる。更に、毎月発行する「保育所だよりのなかで、熱中症や流行性の感染症など、季節ごとに注意すべき保健の情報を保護者に発信し、子どもの健康に関して、保護者の関心や認識を高めるような取り組みも行っている。園では、毎年救命救急講習や熱中症対策研修、水遊び時の安全対策研修、感染症対策研修などの研修を実施しており、子どもの健康と安全を守る取り組みが職員全体の業務標準となるよう取り組んでいる。</p>

<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、子どもの健康状態を多角的に把握し、保育に反映する体制を整えている。嘱託医による内科健診・歯科健診を年2回実施し、0歳児は毎月の乳児健診、その他の年齢も毎月の身体測定を行うことで、成長・発達の状態を継続的に確認している。健診結果は即日保護者へ渡し、身体測定の結果も連絡ノートのシール帳やアプリを通じて共有し、家庭との連携を図っている。また、満2歳以上児には年2回の尿検査を実施し、腎機能や感染症など、外見では分かりにくい不調の早期発見につなげている。さらに、弱視・斜視などの視覚異常は早期発見が重要であることから、年中・年長児を対象に視力検査を行い、視機能の発達を適切に支援している。加えて、虫歯予防デーには看護師が歯の模型を使った説明や、パネルシアター・劇などを通じて歯磨きの大切さや食の影響を分かりやすく伝え、子どもが楽しみながら健康意識を高められる取り組みも実施している。これらの一連の活動により、健康診断の結果を保育に確実に反映し、子どもの健康な成長を総合的に支えている。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対して、医師の指示に基づき適切な対応ができる体制を整えている。入所時には重要事項説明書をもとに保護者へ丁寧な説明を行い、必要な同意を得たうえで支援を開始している。また、保護者から医師の診断内容を確認し、「アレルギー疾患生活管理指導表」や「食物アレルギー指示書」を提出してもらうことで、子どもの状態を正確に把握している。これらの情報は所長・看護師・保育士・栄養士・調理師など関係職員で共有し、多職種が連携して安全な保育を実施している。さらに、厚生労働省の「保育所におけるアレルギーガイドライン」を参考に保育所内マニュアルを整備し、毎年アレルギー対応研修を実施することで、全職員が適切な対応を習得する体制を維持している。日常の保育においても保護者との情報共有を丁寧に行い、子どもが安心して園生活を送れるよう継続的に支援している。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、子どもが「食べることを楽しむ」ことを大切にし、食育の基本である“おいしい体験”と“食べる喜び・ありがたさ”を育むための工夫を行っている。食事・おやつはすべて厨房での手作りとし、HACCPに準拠した衛生管理、水質検査、食品温度・器具管理など、安全で安心できる給食提供体制を整えている。献立は離乳食（三期）、3歳未満児食、以上児食を細かく分け、さらに通常食・宗教食・アレルギー食など個別の事情にも対応し、家庭との連携のもと適切な食事形態を提供している。献立は1ヶ月ごとに作成し、旬を取り入れながら毎月10種類以上の新メニューを取り入れることで、豊かな味覚体験ができるよう工夫している。また、おせち料理、七草粥、七夕そうめん、誕生会食、春・秋のピクニックなど、季節を感じられる食育イベントを実施し、食への興味を自然と育てている。さらに、クッキー作りやクッキング保育、園で育てたサツマイモを使ったスイートポテト作りなど、年齢に応じた“つくる体験”も重ねることで、子どもたちが食の過程に関心を持ち、楽しみながら食を学ぶ取り組みを推進している。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所では、子どもが「安心しておいしく食べる」ことを最優先に、衛生管理と個別配慮の両面から質の高い給食提供に取り組んでいる。食事に使用するテーブルは毎日アルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、常に清潔な環境を維持している。喫食状況や残食は職員が毎日確認し、0歳児については食べた時間や量をアプリで保護者に共有し、家庭の食事状況とも連動して子どもの健康管理を行っている。アレルギー児や障がいのある子どもへの対応は全職員で情報共有を行い、除去食ではなく、可能な限り見た目・味・食感を再現した代替食を提供している。誤食防止のため、専用トレーと食札の使用に加え、調理室からの運搬時・保育室での受け渡し時・提供直前の「三段階の指差し確認」を徹底し、食事中も保育士が必ず見守る体制を整えている。また、偏食や食べ残しには決して無理強いをせず、丁寧な声掛けにより徐々に改善を促している。箸の持ち方や姿勢、マナーなども食育計画の一環として日常的に指導している。保護者には保育所だよりで家庭向けレシピを紹介したり、料理アプリで保育所のレシピを公開するほか、芋煮汁の提供や手作りクッキーの配布など、保育所の食を体験できる機会もつくることで食育の理解促進に努めている。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	入所時には、家庭での子どもの生活状況等を丁寧に確認し、その情報を日々の保育に活かしている。毎月発行しているフルカラーの「保育所だより」では、月ごとの保育目標、行事予定、重要なお知らせに加え、前月に実施した行事の様子を写真とともに掲載し、保護者との情報共有の充実を図っている。また、給食のメニューも毎月フルカラーで作成しており、行事食の紹介やレシピなども掲載することで、家庭とのコミュニケーションにつなげている。保育所での日常の様子については、乳児を中心に保護者アプリの連絡帳機能を活用しており、保育士が子どもの様子を記録して保護者へ伝えている。家庭からの連絡事項や欠席・遅刻の連絡もアプリから随時送信できるようにしており、双方向で適切に情報共有が行える体制を整えている。さらに、エントランスには大型モニターを設置し、前日や当日の子どもたちの活動の様子をスライドショーとして毎日流している。文字だけでは伝わりにくい子どもたちの表情や活動の様子を視覚的に共有することで、保護者への情報発信をより充実させている。	
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	保育所では、マトリクス保育の実践により、全職員が日頃からすべての子どもと関わるため、担任以外の子どもの様子も把握できており、保護者に対しても必要に応じて丁寧な声かけができる環境となっている。また、保護者が子どもの成長を実感できるよう、お誕生日会、Family Day、1日保育士体験会、夕涼み会、運動会、市の大ホールを活用した保育表現発表会など、保護者が参加可能な行事を多数実施している。さらに、希望制の個人面談や、保育参観・懇談会を年2回実施し、保育所と家庭が子どもの育ちを共有しながら、相互の信頼関係の構築に努めている。保護者支援の一環として、年に2回、独自の保護者アンケートを実施し、環境・行事・保育・安心安全・衛生管理などの項目ごとに満足度を把握している。寄せられた要望や意見を集計し、業務改善に反映させることで、より質の高い保育の提供に努めている。さらに、エントランスにはカフェコーナーを設置し、夏には冷たい飲み物、冬には本格的なドリップコーヒーを提供するなど、送迎時に保護者がほっとできる環境づくりにも配慮している。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	保育所では、家庭での虐待等の権利侵害の早期発見および早期対応、並びに虐待予防に努めている。日々の視診をはじめ、身体測定、排泄の支援、着替えなど、生活の各場面で子どもの全身状態を確認し、身体的・情緒的な変化を細やかに観察することで、虐待の兆候を早期に把握できるよう取り組んでいる。虐待が疑われる兆候が見られた場合には、速やかに担任から所長へ報告し、所長が市の担当者や専門機関と連携して対応する体制を整えている。また、「虐待対応マニュアル」「就業規則のハラスメント規定」「セルフチェックシート」の運用に加え、人権擁護研修や虐待防止研修を定期的実施し、職員が自身の関わりを振り返りながら、子どもの権利を尊重した保育の標準化に努めている。さらに、不適切な保育は保育者の精神的負担が高い場面で起こりやすいという観点から、日頃から相談しやすい職場環境づくりを重視している。職員同士が声を掛け合い、互いにサポートし合える体制を整えることで、不適切な関わり方の未然防止に取り組み、安心して保育に専念できる組織体制の構築に努めている。	

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、日々の保育の改善や専門性の向上に努めている。保育所では、指導計画に関する評価や反省を日常的に行い、その内容を職員会議等で共有することで、保育士が自らの保育を見直す機会を定期的に設けている。また、全職員を対象に年間4回の自己評価を実施し、提供している保育サービスが定められた基本事項や手順に沿っているかを定期的に確認している。さらに、所長にも専用の自己評価を実施することで、理念の実現に向けた組織運営やリーダーシップが適切に発揮されているかを検証する仕組みを整えている。加えて、法人エリアマネージャーによる現場確認・評価も行い、外部のかつ客観的な視点から保育の質を見直す体制としている。これらの自己評価の結果は集計・分析を行い、保育実践の改善や職員の専門性向上に活かされており、その取り組みは保護者との信頼関係の構築にも寄与している。	